

船舶事故調査報告書

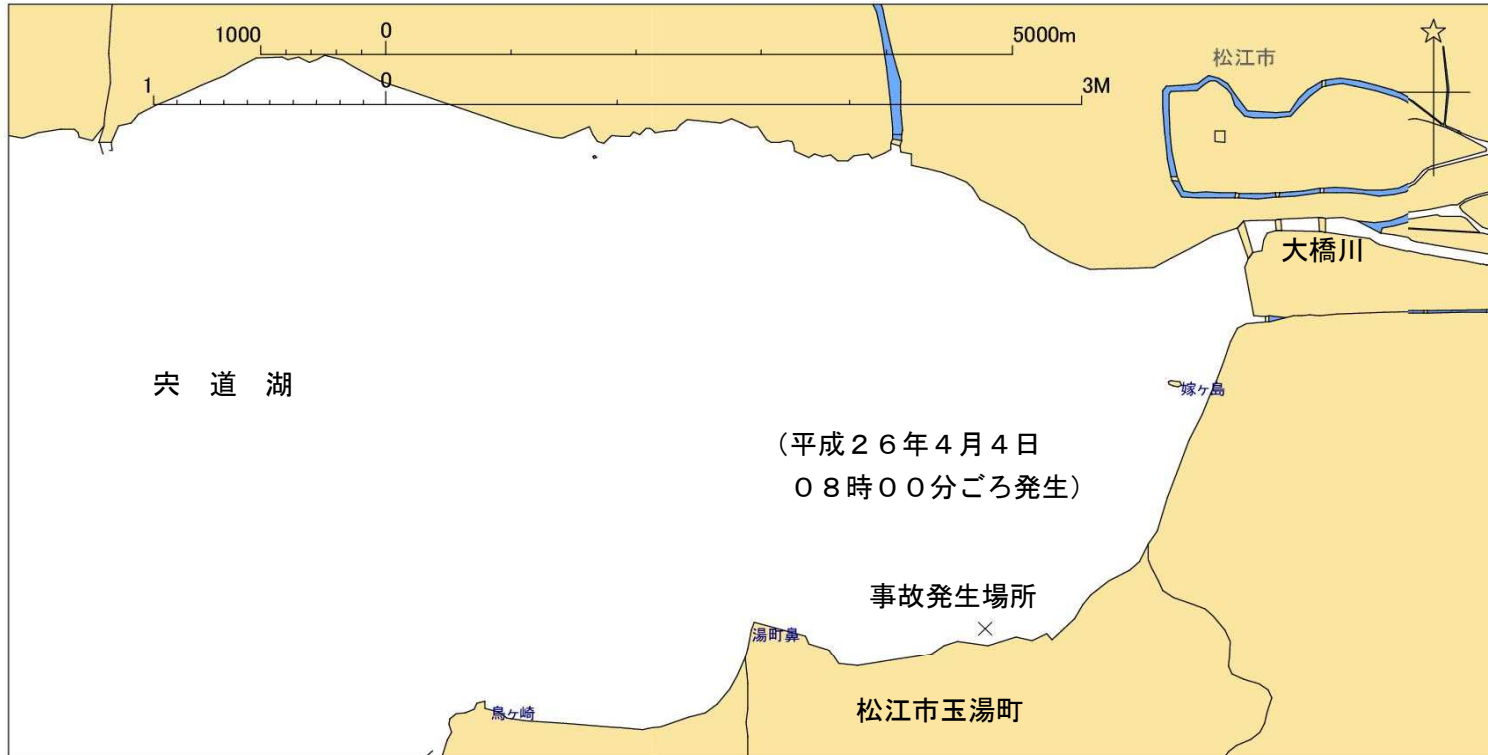
平成27年4月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年4月4日 08時00分ごろ
発生場所	島根県松江市玉湯町北東方沖（宍道湖南東部） 福富四等三角点から真方位254° 1,100m付近 （概位 北緯35° 26.25′ 東経133° 01.65′）
事故調査の経過	平成26年4月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{みしま} 三島丸、0.9トン SN6-367（漁船登録番号）、個人所有 8.30m (Lr) × 1.63m × 0.62m、FRP ディーゼル機関、33kW（動力漁船登録票による）、昭和62年3月17日 B 漁船 ^{たまゆ} 第八玉湯丸、0.9トン SN6-256（漁船登録番号）、個人所有 8.40m (Lr) × 1.76m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、33kW（動力漁船登録票による）、昭和63年8月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年10月12日 免許証交付日 平成21年5月25日 （平成26年10月11日まで有効） 甲板員A 女性 65歳 B 船長B 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年5月19日 免許証交付日 平成25年6月14日 （平成31年5月18日まで有効） 事故目撃者 男性 53歳
死傷者等	死亡 1人（船長A） 重傷 1人（事故目撃者）

	軽傷 3人（甲板員A、船長B、船長C）
損傷	A 機関に濡損、船尾部に損傷 B 船尾部に損傷
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、玉湯町北東方沖の宍道湖南東部で、船長Bが1人で乗り組むB船及び他の僚船（以下「C船」という。）と共にしじみ漁の操業をしていた。</p> <p>船長Aは、平成26年4月4日07時30分ごろ、南西～西の風が西北西寄りに変わり、風速も増してきたので、B船及びC船に手を挙げて合図を行い、操業を切り上げて玉湯町北岸の係留地に帰ることにした。</p> <p>船長Aは、B船及びC船と共に係留地に向けて西進中、漁獲したしじみを入れたコンテナボックスの蓋が湖面に落ちたので、反転して同蓋が落ちた所に戻ったが、A船の舵棒が折れて操舵が困難となった。</p> <p>B船は、船長Aと甲板員Aが手を挙げて救助を求めたので同船に近寄り、船長BがB船のアンカー用のロープでA船と繋ぎ、えい航を始めようとしたところ、プロペラにロープが絡まった。</p> <p>A船は、B船とロープで繋がれた状態で西北西風により圧流され、宍道湖南東部に設置された定置網に乗り入れた際、08時00分ごろA船の船体が傾斜して転覆し、船長A及び甲板員Aが湖に転落した。</p> <p>船長Bは、甲板員AをB船上に助け上げ、次に船長Aを助け上げようとしたところ、体勢を崩して湖に転落し、帰港後陸から来援した船長C及び湖岸でA船の転覆を認めた事故目撃者によって救助された。</p> <p>船長Aは、東岸まで流された。</p> <p>船長A、甲板員A、船長B、船長C及び事故目撃者は、救急車で病院に搬送されたが、船長Aは、医師により死亡が確認され、死因は溺水であり、死亡日時は、4日08時30分ごろと検案された。</p> <p>甲板員A及び船長Cは低体温症を、船長Bは低体温症及び肝損傷等を、事故目撃者は肋骨骨折及び右腕靭帯損傷等をそれぞれ負った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付表1 松江地方気象台の観測値記録（抜粋）、写真1 A船の同業船 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西北西、風力 7（風速 約15.2m/s）</p> <p>島根県松江地区には、3日21時23分強風注意報、波浪注意報が発表され、4日19時17分に強風注意報が、5日04時10分に波浪注意報がそれぞれ解除された。</p> <p>島根県が宍道湖と中海を結ぶ大橋川に設置した水質計によれば、4月4日13時40分における上層（1m）の水温は、13.9℃であった。</p>
その他の事項	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していたが、湖面から引き揚げられる際に外れた。</p> <p>甲板員A及び船長Bは、救命胴衣を着用していたが、船長C及び事</p>

	<p>故目撃者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>A船は、平成25年7月に定期の船体検査を受けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>船長Aの死因は、溺水であった。</p> <p>A船は、強風及び波浪注意報が発表された宍道湖南東部において、係留地に向けて航行中、舵棒が折れて操舵が困難となり、プロペラにロープが絡まったB船と共に西北西風により圧流され、定置網に乗り入れた際、転覆したものと考えられるが、甲板員A及び船長Bから情報が得られなかったため、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、強風及び波浪注意報が発表された宍道湖南東部において、係留地に向けて航行中、舵棒が折れて操舵が困難となり、プロペラにロープが絡まったB船と共に西北西風により圧流され、定置網に乗り入れた際、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖上で船体に異常が生じた場合には、速やかに警察等に通報し、救助を求めること。 ・天候が悪化したときには、最寄りの係留地に速やかに避難すること。

付図1 事故発生場所概略図



付表 1 松江地方気象台の観測値記録（抜粋）

時刻 (時:分)	平均風速 (m/s)	風 向	最大瞬間風速 (m/s)	風 向
07:00	3.2	南西	5.9	南西
07:10	3.8	南西	6.7	南西
07:20	4.5	西南西	8.9	西南西
07:30	7.9	西	13.5	西
07:40	11.3	西北西	19.5	北西
07:50	13.1	北西	21.2	北西
08:00	15.2	西北西	23.2	北西

写真1 A船の同業船

